

大阪府は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）（以下、「法」という。）の規定により、以下の指定障害福祉サービス事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

1 指定取消対象事業者

- (1) 法人名 株式会社まほろば
- (2) 代表者 代表取締役 井上 真梨子
- (3) 法人所在地 大阪府寝屋川市桜木町 7 番 11 号

2 事業所名及び所在地

- (1) 事業所名称 ヘルパーステーションまほろば
- (2) 所在地 守口市京阪本町一丁目 8 番 27 号 ラフィーナ太子橋 101
- (3) サービス種別 居宅介護

3 処分年月日

令和 5 年 7 月 11 日（火曜日）

4 指定取消年月日

令和 5 年 8 月 8 日（火曜日）

5 指定取消の理由

不正請求（法第 50 条第 1 項第 5 号）

令和 3 年 6 月から令和 5 年 3 月において、サービスの利用がない日も利用したとして記録を作成し、介護給付費を不正に請求し受領した。